

検査又は調査の結果（令和6年度）

那覇産業保安監督事務所

検査等年月日	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R6.9.9	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	- 保安規程で鉱業権者が講ずべき措置に追加すべき事項を指導した。 - 施業案変更時に現況調査を実施するよう指導した。 - リスク評価基準に基づく評価を手順に従って実施するよう指導した。
2024/10/8 ～10	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	- 技術基準で定められている鉱山労働者の安全を確保するための必要な保安設備を設けること。また、鉱山道路における走行状況を考慮し、安全なものの措置を行うよう指導した。 - 保安規程に定められた巡視及び点検等の事項を実施し、記録を保存するよう指導した。
R6.10.21	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	- 施業案で定められた「鉱山労働者以外の人に対する危害の防止の基本的対策」で、必要な措置を取るよう指導した。 - 技術基準省令の規定する「安全なもの」を満たしているかを確認することを指導した。
2024/11/19 ～20	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	- 施業案変更時の現況調査を実施するよう指導した。 - 鉱山労働者に必要な保安教育を実施、記録を保管するよう指導した。 - 鉱山道路の一部が保安規程で定めている勾配以内になるよう指導した。 - 施業案での「鉱山労働者以外の人に対する危害の防止の基本的対策」中、必要な措置を取るよう指導した。 - 残壁に犬走りを設け、傾斜を基準値内に補正するよう指導した。
2024/11/20 ～21	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	- 保安規程に定められた保安を推進するための活動の概要を記録、保管することを指導した。 - 鉱山労働者に必要な保安教育を実施、記録を保管するよう指導した。

検査又は調査の結果（令和6年度）

那覇産業保安監督事務所

検査等年月日	鉱種	操業状況	検査等内容	結果	措置内容
R6. 12. 11	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	適	—
2024/12/18 ～19	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	・技術基準で定められている鉱山労働者の安全確保のための必要な措置を取るよう指導した。 ・施業案申請時の現況調査結果を記録・保管するよう指導した。
R6. 12. 23	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適切に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているかについて立入検査を行った。	不適	・施業案変更時に現況調査を実施するよう指導した。 ・保安規程に定められた保安を推進するための活動の概要を記録、保管すること。また、月次点検及び年次点検等の事項を実施し、記録、保存するよう指導した。 ・鉱山労働者に必要な保安教育を実施し、記録を保管するよう指導した。
R5. 2. 8	石灰石	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、作業環境（粉じん）の管理状況等について立入検査を行った。	適	—

注1）操業状態の区分は、次のとおり。

- 「稼行」：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの
- 「休止」：鉱業法に基づき事業休止認可が受けたもの
- 「廃止」：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの

注2）結果の区分は、次のとおり。

- 「不適」：鉱山保安法令に不適合等の事項が認められた検査等の結果
- 「適」：「不適」以外の検査等の結果